

井手町 議会だより

第51号

平成27年(2015年)
11月発行

発行 井手町議会
編集 議会広報編集委員会
京都府綴喜郡井手町井手南玉水67
☎ 0774-82-6172 (直通)
<http://www.town.ide.kyoto.jp/>



玉津岡神社秋季大祭



秋季大祭のお稚児さんたち

もくじ

- 9月定例会で決まった事 2P
- 町政を問う 4P
- 議員研修報告 11P
- 井手町歴史散歩 12P

9月定例会で 決まったこと

消防団 全団員の活動服が

新しくなります

- ・ 社会保障・税番号制度
関連機器導入
290万円
- ・ (仮称)お茶の京都・ま
ちづくりセンター周辺
整備事業
300万円
- ・ 川久保川管理用通路
防災工事
650万円
- ・ 消防団運営費
1,250万円

財源

- ・ 国庫支出金
1,000万円
- ・ 府支出金
1,633万円
- ・ 寄付金
35万4千円
- ・ 繰入金
2,232万円
- ・ 繰越金
419万7千円
- ・ 諸収入
180万円
- ・ 町債
1,360万円

を計上
(賛成全員)



水道事業会計補正予 算(第1回)

府立支援学校予定地を
水道整備区域に含める事
業計画の変更と、上玉川
橋架け替えに伴う水管橋
新設等設計業務委託を発
注するのに必要な所要額
2,800万円を計上す
るものです。
(賛成全員)

来年1月1日から

個人番号カード交付開始

平成27年度補正予算

39億6,264万4千円
となります。

● 一般会計(第2回)

主な歳出

- ・ 新庁舎建設検討会議
57万1千円
- ・ 水道事業補助金
1,700万円
- ・ 固定資産台帳整備業務
400万円
- ・ 空き家実態調査
380万円
- ・ まちづくり協議会
補助金
70万円

● 国民健康保険特別会 計補正予算(第2回)

保険者の保険税還付金
及び退職者医療療養給付
費等交付金の精算に伴つ
返還金の補正で、今回
180万2千円を追加し
補正後の予算総額は、13
億4,548万9千円と
なります。
(賛成全員)

● 介護保険特別会計補 正予算(第2回)

介護保険特別会計の清
算見込みによる所定額の
補正で、今回2,437
万1千円を追加し、補正
後の予算総額は、7億
7,227万9千円とな
ります。
(賛成全員)

平成27年度一般会計の
補正で、補正総額6,
860万1千円を追加し
補正後の一般会計予算は

● 公共下水道事業特別 会計補正予算 (第1回)

府立支援学校と都市計画線引き見直しで市街化編入、各予定地を下水道整備区域に含めるために必要な、事業計画の変更業務委託を発注するのに必要な所要額1,100万円を追加し、補正後の金額は3億9,375万4千円となります。

(賛成全員)

制定した条例

● 個人情報保護条例の 一部を改正する条例

制定

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う一部改正で、関係条例の整備を行うものです。

(賛成8・反対1)



● 手数料徴収条例の 一部を改正する条例制 定

平成27年10月5日の行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行により、個人番号を通知する通知カードの交付が開始されるため、手数料の種類及び金額の規定に同カードの再交付手数料の規定を追加するものです。

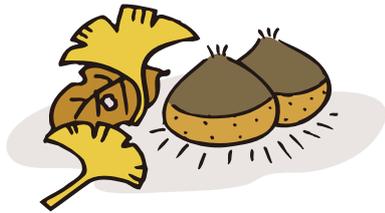
また、あわせて、平成28年1月1日から個人番号の交付が開始されるため、手数料の規定を追加するとともに、住民基本台帳カードの交付終了に伴い、同カードの交付手数料の規定を削除するものです。

(賛成8・反対1)

● 水道事業給水条例の 一部を改正する条例 制定

水道開栓時における給水規約要件を補完するため、給水申込み条項を追加し、より明確な給水契約成立を図るため、所要の改正を行うものです。

(賛成全員)



同意案件

● 固定資産評価審査委員 員選任

小川 均氏
昭和24年5月13日生



井手里
(賛成全員)

意見書

発議第6号

「安全保障関連法」の廃止を求める意見書

提出者 谷田みさお
(賛成1・反対8)

市町村議会委員長研修会

総務文教常任委員長 西 島 寛 道

10月26日(ルビ)ノ京都堀川で委員長研修会が開催され、本町から3人の議員が出席しました。

▼若者が参画できるまちづくり
第一部では、山梨学院大学法学部教授の江藤俊昭氏による『住民自治の根幹として議会を行動させる』と題して講演がありました。

▼マイナンバー制度の概要
第一部では、日本マネジメント総合研究所LCC理事長の戸村智憲氏による『マイナンバー制度の概要と各方面への影響』と題して講演がありました。

講演では、マイナンバーは行政を効率化し国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。「一生使用するものだから、取り扱いは十分注意し行政手続き以外での使用はしないで下さい。」

また、「むやみに他人にナンバーを教えたり、提供する行為は絶対にしなさい。」と、呼びかけられました。

第二部では、山梨学院大学法学部教授の江藤俊昭氏による『住民自治の根幹として議会を行動させる』と題して講演がありました。

講演で江藤氏は、「若者がまちづくりに参画できる仕組みを議会が率先して作って行くべき。若者を町の少子高齢化・人口減少といった課題の解決に挑戦させる事で、若者が議会に関心を持ち新たな議会が生まれ議会の活性化に繋がって行く。」と話されました。

今回の研修で感じたことは、本町でも若者達にまちの課題に取り組んでいくための、条件を整備する事が大切だと感じました。

第一部では、日本マネジメント総合研究所LCC理事長の戸村智憲氏による『マイナンバー制度の概要と各方面への影響』と題して講演がありました。

講演では、マイナンバーは行政を効率化し国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。「一生使用するものだから、取り扱いは十分注意し行政手続き以外での使用はしないで下さい。」

また、「むやみに他人にナンバーを教えたり、提供する行為は絶対にしなさい。」と、呼びかけられました。

町政を問う

谷田 利一 議員

- ◆ AED(自動体外式除細動器)の設置について
- ◆ 小中学生の携帯電話・スマートフォン等の対応について

西島 寛道 議員

- ◆ 教育の情報化について

岩田 剛 議員

- ◆ 多賀白坂地区の開発進捗状況と今後の計画について

岡田 久雄 議員

- ◆ 道路交通法改正に伴う自転車マナー等の向上について
- ◆ 高齢者の肺炎球菌ワクチン接種率の向上について

中坊 陽 議員

- ◆ 汐見町政6期目の運営について
- ◆ 役場新庁舎建設について

谷田 みさお 議員

- ◆ 町長の政治姿勢について
- ◆ 国保証の個人カード化について
- ◆ 介護保険について
- ◆ マイナンバー制度の準備状況とセキュリティについて

「議会だより」の表紙の写真を募集します

井手町議会 議会広報編集委員会

- 応募部門 季節に応じた写真で自由(人物が写っていること)
- 応募期間 随時募集
- 応募資格 井手町に在住・在勤・在学の方 年齢不問
- 応募形態 プリント・データなどで提出 氏名・住所・電話番号を明記のこと
- 提出先 Eメール送信(アドレスgikai@town.ide.lg.jp)か議会事務局に持参
- 掲載時期 年4回発行(2・5・8・11月)の議会だよりにて掲載
- 審査方法 応募多数の場合は、議会広報編集委員会にて審査
- 注意事項 作品は未発表のもの、著作権・肖像権の侵害などが生じないものに限る
法律上の問題が発生した場合、当委員会は一切責任を負いかねます
また、応募作品は返却いたしませんのでご了承ください

議会傍聴にお越しく下さい

議会は誰でも傍聴することができます

詳細は議会事務局まで
電話 82-6172

27年12月定例会の案内(予定)

12月11日(金) 午前10時から
本会議 開催 (一般質問等)

12月17日(木) 午前10時から
本会議 再開

予定であり、日程が変更となる場合があります



谷田 利一 議員

町HPにAEDの情報掲載を

本町では現在14箇所の施設にAEDが設置されている。

町HPに掲載がなく府HPからリンクされている。

そこで次のことについて、本町の考えを問う。

内容も平成23年12月1日現在で、9施設設置となっている。

①休日、開放中の学校施設で、AEDを必要とする緊急事態になった時、設置場所は施設ごとに載っているため、持ち出すことが出来ない。設置場所を検討しては。

②設置施設・場所の一覧が町HPに掲載がなくて、早急に本町HPに設置施設・場所の一覧を掲載しては。

③AEDの各施設の管理者は誰か。

④日常的な点検を行う、担当者は誰か。



井手小に設置されているAED

⑤日常的な点検を行う、担当者は誰か。

⑥大阪高槻で中学生が犠牲となる事件が発生した。3校での児童・生徒への対応は。

⑦スマホ使用による学力への影響は。

⑧保護者と連携して、夜10時以降は、スマホを保護者に渡す等のルール作りは。

また、その対応は。

また、その対応は。

総務 協本課長

最新情報を掲載した

①休日、開放中の施設におけるAEDの設置箇所等、活用については一度、関係者と協議をしよう。

②早急に最新の情報を府に伝え、変更するよう連絡する。

本町HPは、最新の情報を掲載した。

③④設置管理者・点検管理者は、当該施設の管理

携帯電話・スマホの使用ルール作りを

①近年、携帯電話・スマホ等は、急速な普及とともに、日常生活に欠かせないものとなっている。子どもたちにとっても、通信機能を利用する機会が増加し、悩みやトラブルの原因となっている。

②そこで次のことについて本町の考えを問う。

③携帯電話使用に伴う、3校のリスクについての取り組みは。

④3校の児童・生徒のネット道徳は。

⑤3校のネット上のいじめの実態は。

⑥3校の児童・生徒の情報機器の所有率は。

⑦大阪高槻で中学生が犠牲となる事件が発生した。3校での児童・生徒への対応は。

⑧スマホ使用による学力への影響は。

⑨また、その対応は。

⑩保護者と連携して、夜10時以降は、スマホを保護者に渡す等のルール作りは。

教育 中島次長

スマホ8か条で対応

①③小中学校とも、学級活動・総合的な学習の時間、中学校での、技術家庭の時間・警察OBによる非行防止教室などで、携帯電話やスマホの取扱いマナー・危険性・情報モラルについて指導している。

②本町PTA連絡協議会が、「子どもを守る」が、

④LINEによるトラブルはあったが、早期に対応し、継続したいじめにはなっていない。

⑤小学校で5割、中学校で8割が所有している。

⑥家庭訪問による現状把握を指示、始業式で事件に関連して生活や行動の指導を行った。

⑦使用時間が長くなるほど学力への影響もあると思われる。「保健だより」で指導・啓発を行っている。

⑧スマホ8か条で、小学校は夜8時、中学校は夜9時以降は、保護者に預ける。

⑨家庭と連携し、ルールの徹底をはかっている。



PTA連絡協議会が作成したスマホ8か条

マホ8か条」を策定し9月18日に啓発用のクリアファイルを全児童・生徒の家庭に配布した。学校では相談窓口を設け、スマホ8か条をもとに資料を作成し、指導の徹底をはかる。



西島寛道議員

情報端末導入の考えは

近年、インターネットの普及に加え、スマートフォン等のITに触れる機会が増大している。

国は、ITの活用により子どもから高齢者までそのメリットを享受して豊かな生活が送れるように、国民全体の情報の利活用の向上を図っている。学校においても高速ブロードバンド接続、1人1台の情報端末配備、電子黒板や無線LAN環境の整備など、初等教育段階から教育環境自体のIT化を進め、児童生徒の学力の向上と情報の利活用の向上を図っている。実際に情報端末を利用

している教育現場では、**メリット**として

- ・生徒の興味を引きやすくゲーム感覚で勉強を勧められる。
- ・成績や達成状況などの情報を指導者が一元管理できる。
- ・黒板に書き写す時間が短縮される事で、多くの意見発表・意見交換が可能となり、積極的な授業参加が実現できた。

デメリットとして

- ・紙の教科書、問題集への馴染みが薄くなる。
- ・環境整備に費用がかかる。
- ・SNSにアクセスし悪

意を持った大人と接点を持つてしまおう。ネットいじめなどがあ

・特別支援学級などでも大型モニターと情報端末を併用することにより、他校との交流や本町に開

校予定の特別支援学校と交流を図ること

で、広く同世代の子どもとふれあう機会を増やすことができる。

本町3校のジョイントアップ事業にも貢献できると考えられる。現在、本

町の学校環境は、大型モニター・電子黒板・パソコンの増設など数多くの環境整備が整っている。学校教育の更なる発展と学力向上を図るため、情報端末の導入を検討しては。

「造宣言」を策定した。ここでは、初等教育段階から教育環境自体のIT化を進め、児童生徒の学力と情報の活用能力の向上を図ることがつた

われている。

本町では、平成4年、泉ヶ丘中学校にコンピュータ教室を整備して以降両小学校にも整備するとともに、定期的な機器の更新、電子黒板や大型モニターの導入、教職員用コンピュータ整備など、計画的に整備充実に努めてきた。

昨年は、学校教育情報化検討委員会を立ち上げICT環境整備に向け調査・研究を行った。

検討委員会の中で学校現場ニーズとして、今年度は大型モニターを全教室に常設するとともに、特別教室にも配置し、二期から活用し始めた。

また、デジタル教科書を大画面に拡大表示・線を引く・動画で表すなど簡単に操作できるので、児童生徒の興味を引き付

け、わかりやすい授業につながるを期待している。タブレット型などの情報端末は、一斉学習・個別学習・協働学習など将来的に重要な教育機器になるものと認識している。

導入にあたっては、校内LANや無線LANの環境整備が必要である。配置にあたっては、教職員用に1台・グループ5・6人に1台・児童生徒1人に1台など、順次拡大していく方法が考えられる。

活用にあたっては、教室内・校庭・体育館など校内全域、さらには家庭に持ち帰り家庭学習などの活用が考えられる。

今後は、情報機器がさらに進化し、ソフトも充実してくると考えられる。

先進事例での活用状況を参考にするとともに教職員のスキルアップを図りながら、導入時には本町に合った効果的なICT環境の整備を、計画的に進めたいと考えている。

松田教育長

ICT環境の整備を計画的に進めたい

国は、世界最高水準のIT活用社会の実現

に向けて、平成25年6月「世界最先端IT国家創



ICT環境につかわれているタブレット



岩田 剛 議員

白坂地区開発の進捗状況と今後の計画は

Q 本町発展のための最重要施策の一つである、

多賀白坂地区の開発については、ことし8月に第一期工事が完了し、分譲開始と聞いている。

工事は、当初の計画どおりに進んでいるのか、現在の状況を問う。

①申し込み企業は何社か。
②第一期分譲は井手町側で何箇所、城陽市側で何箇所か。

③町内企業の申し込みはあるのか。
④誘致が決定した企業の業種は。

⑤町内雇用は何人程度見込めるのか。



開発進む白坂地区

A 建設中村課長

1社決定
町内雇用250人程度

①申し込み企業数は5社。
②第一期分譲は、井手町で2区画、約3ヘクタール、城陽市で8区画、約2.2ヘクタール。

⑥町税の増収見込みは。

⑦今後の開発スケジュールは。

ル。

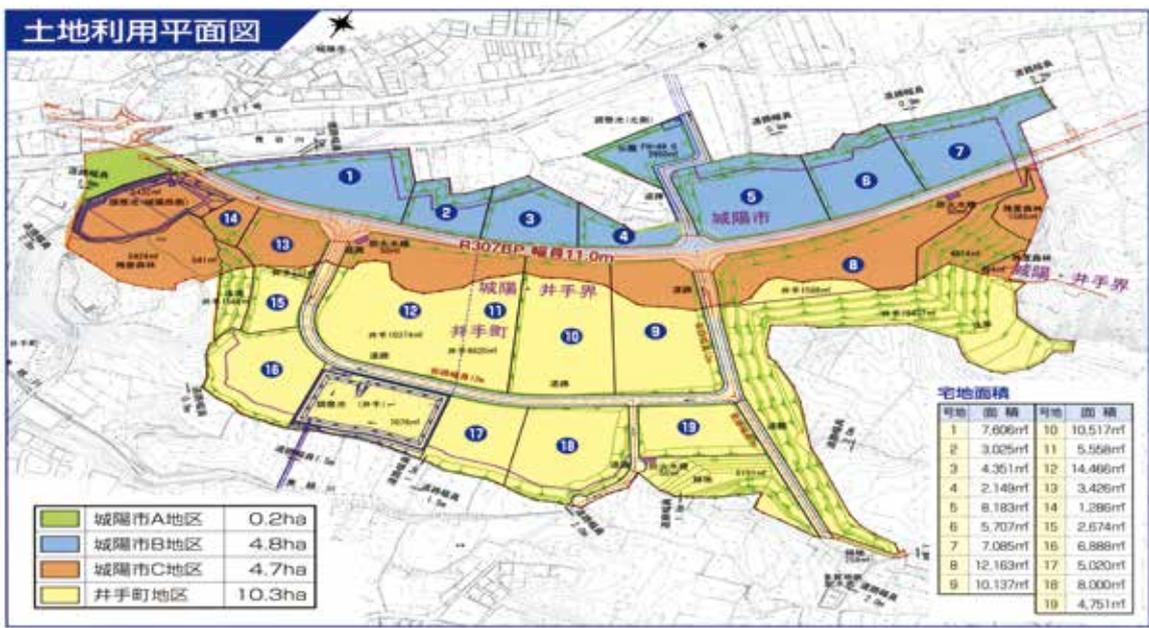
③現時点では無い。

④誘致が決定した企業の業種は流通業。

⑤町内雇用は、決定した1社から、地元雇用の予定は250人程度と聞いている。

⑥町税の増収見込みは、算出に必要な法人の資本金などの額や従業員数、法人税額が不明であること、また、固定資産税は、建物や償却資産の全貌が明らかになっていないことから現時点での算出は難しい。

⑦平成28年5月に第2工区、平成29年7月に第3工区で全工区が完了する予定。





岡田久雄 議員

道交法改正に伴う 自転車の安全運転周知は

Q 信号無視などの危険な行為を繰り返す自転車運転者に、講習受講を義務づける改正道交法が本年施行された。

自転車利用者への周知徹底を図るとともに、これを契機に社会全体で、マナーの向上を推進していくことが重要であると考ええる。

今回の法改正に伴い次の点を問う。

①本町の小中学校では、自転車安全運転・安全点検について、どのような取り組みをされてきたか。

②法改正に伴い、大人及び小中学生の安全運転の

取り組みについてどのような考えているか。

③法改正について、具体的な内容を知らない住民が多いのが実態だと思つが、周知徹底をどう図るのか。

④交通安全や防犯の見地から、危険箇所を表した安全マップを作成し、住民に配布したり、交通ルールや安全指導者マニュアルを作成、小中学校の授業等で活用するといった取り組みが必要と思つが、本町の考えは。



交通安全指導を受ける児童たち

教育 次長 中島

関係機関と協力 継続して取り組み

の機会に指導。

①小中学校では、毎年4月に田辺警察署や子ども見守り隊などの協力を得て、実技指導をはじめ、交通ルールなどの学習を行っている。

井手小では、5・6年を対象に、自転車運転免許講習会を実施。

中学校では、京都府警などから発行の資料を活用し、交通安全週間など

の機会に指導。②交通安全教室など、警察等の協力を得ながら指導を実施。

④指導者マニュアルについては、府教委や警察等が発行している資料等の内容が充実しており、当面はそれらを活用して指導。児童・生徒が自らの命を守り、迷惑や危険行為に及ぶことがないようにマナー向上につながる取り組みを引き続き実施。

総務 課長 協本

③法改正の周知については田辺警察署や井手町交通対策協議会と連携しより効果的な啓発方法などを検討し町として協力。

④安全マップの作成は、田辺署において、交番連絡協

議会委員や小学校

PTA役員からの意見を
取り入れた「井手町あん
しん・あんぜんマップ」
の作成に取り組んでいた
だき、今年度中に完成し
各戸配布する予定。

高齢者肺炎球菌ワクチン 接種率向上への取り組みは

Q 平成26年度の接種率は、

①平成26年度の接種率は、金は変わったのか。

②周知方法は、④本年度の対象者数と接種率の目標は。

③国の定期予防接種になり、本町独自の公費助成⑤未接種者への呼びかけ方法は。

保健センター 小笠原所長

個別通知や広報の 再掲載で呼びかける

A ①対象者525人、接種者258人で接種率は49.1%。町独自の助成制度利用者は126人。

②今年4月に「広報いであ」町HPに掲載するとともに、対象者全員に案内と申し込みはがきを入れて個別通知。

③助成金額、助成の方法は定期接種前後で変わりはない。平成26年10月に開始された定期の高齢者肺炎球菌ワクチンの対象者は自己負担金2500円。

④全員接種を目標に、対象者509人に個別通知⑤町HPの継続掲載とともに、12月の「広報いであ」に再掲載を予定。

定期接種該当年度に未接種の方は、町の助成制度を利用していただけるので、同様に再掲載にてお知らせ。



中坊 陽 議員

汐見町政6期目の運営は

8月に行われた町長選挙では、多くの各種住民団体から推薦され、汐見町長が当選された。

8月27日の初登庁で6期目の汐見町政がスタートした。

汐見町政は、当初より住民との対話と国や府との協調を重要基本姿勢として取り組まれてきた。

そこで次のことを問う。①これまでの基本姿勢での取り組みは。②6期目町政運営の基本姿勢は。

汐見町長

公約実現にむけ精一杯取り組み

①②6期目の町長選出馬にあたり、『経験と行動力を生かし、山田京都府政と協調して、「豊かな自然と利便性・快適性が共存する新しいまち」の実現をめざします』

を基本姿勢として、6つの柱からなる33項目の基本政策を公約として発表し、その実現に向け精一杯、取り組んでいくことを訴えてきた。具体的に、6つの柱と



6期目初登庁の汐見町長

して、一、「自然環境を守り育て安全で安らぎのあるまちづくり」として6項目。二、「快適な暮らしと豊かな自然を活かしたまちづくり」として4項目。

三、「活力のある産業振興と観光・交流のまちづくり」として4項目。四、「あすを創造する教育や文化をはぐくみ、子どもたちがのびのび育つまちづくり」として7項目。五、「いきいきと安心して暮らせる健康・福祉のまちづくり」として4項目。

六、「つながりとふれ合いを大切に、みんなで取り組むまちづくり」として8項目を基本政策としている。

なお、町政運営における基本姿勢や具体的な取り組みについては、これからの4年間、町の発展と住民の幸せのために精一杯頑張る期待に応えていく決意である。

役場新庁舎建設は

昭和43年に建設された老朽化し水害の心配もあり建替え計画がされている役場新庁舎に関して問う。

この件については、以前から新庁舎建設の具体化は、町長選後との答弁

- ①建設資金の見通しについて。
②建設検討委員会等の設立時期は。
③建設規模の概要は。
④防災施設の併設の考えは。

総務課長 協本

新庁舎建設検討会議にて議論

①新庁舎建設検討会議にて出された意見により時期・場所・規模・構造などによって見通しを立てる。②今期定例会に検討会議

を設置するための補正予算を計上しており、可決後、なるべく早く立ち上げる。③④新庁舎建設検討会議で、議論してもいい。



谷田 みさお 議員

国保証の個人カード化は

Q 本町の国民健康保険証は「一家に一枚」の証で、医療機関受診時に家族がそれぞれ同時に提示することができず、大変

A 不便である。住民の利便性向上のために、ただちに国保証の個人カード化を進めるべきだが、見解を問う。

保健医療課長 小川

28年4月から実施

Q 28年4月の保険証の更新から個人カード化を

A 実施する予定。

2割負担になる非保険者数は

Q 介護保険利用料が2割負担になる被保険者は

A 能性はないか。

何人、何%か。利用抑制が発生する可

A 生活保護世帯や非課税世帯の方が特養などに入所する場合、食費・居住

9月時点で21名

福祉課長 高井

Q 2割負担になる被保険者は、9月時点で21名

A 担当のケアマネージャーと相談し、個別に声かけなどフォローした。

4.5%。利用を減らした人はなかった。

A 金融機関調査は不正受給を抑止する「動機づけ」であり、金融機関共通の照会ルールにより対応する。

Q 食費・居住費等の限度額認定について、127人に申請書を送付して、

A 88人が申請した。

マイナンバー制度のセキュリティは

Q マイナンバーの番号通知カードは確実に全住民に届けることができる

A などの扱いは。

のか。

A 配達時に不在で郵便局に取りに行けない人の場合は。

Q 入院・入所者・遠隔地への一時居住者が事前

A 手続きできなかつた場合があります。個人情報保護がますます厳しく求められるが

本町の情報管理セキュリティはどのようになっているか。希望しない人にまで個人番号カードの作成を誘

導するような施策、たとえば図書カードとの併用などは行うべきでないが見解を問う。

財政課長 花本

ハード面ソフト面とも強固に行う

Q セキュリティー対策は、ハード面・ソフト面とも強固に行っている。

A 送付されなかった場合や不在で保管期間を経過した後は、町に戻るのに住民票記載事項の確認・調査の上、本人に交付する。

福祉課長 中坊

Q 通知カードは住民票の住所地に簡易書留で送るが、やむを得ない場合は事前に登録された居所に送付する。

A 個人番号カードと図書カードの併用は考えてない。



マイナンバーカードの見本

※町長の政治姿勢への質問は中坊議員と重複の為省略しました。

平成27年度
京都市市町村議会広報研修会

住民に読まれ
議会活動が伝わる

8月25日にルビノ京
都堀川で、府市町村議
会広報研修会が開催さ
れ、本町から5人の委
員が出席しました。

議会が住民に見える
編集を

読者の立場に立った
編集、読みたくなる
「議会だより」へ。

第一部では、議会広
報サポーターの芳野政
明氏より「住民に読ま
れ議会活動が伝わる議
会広報の基本と編集技
術」と題して講演があ
りました。

主な内容は
議会報の役割とあり
方を考える

企画とページの流れ。
各項の見せ方一表紙・
巻頭・企画。
予算・決算・一般質
問の編集。

広報を活用して議事
を公開し、議会への
関心と住民参加をは
かる。

記事・見出し・レイ
アウトの付け方など
議会広報の役割や編集
技術について詳しく講
義を受けました。

議会改革は広報改革
でもあり広報の充実
が議会改革を促す。

第二部では、井手町
も含み16市町村の「議
会だより」のクニニッ
クが実施されました。

議会改革は自治体情
報の主役になる分権
時代。

研修で学んだことを
今後の広報誌に活かし
これからも多くの人に
読んでいただける紙面
づくりに頑張ってい
ます。

議員管外研修報告

平成27年10月27・28日

官民一体型小学校の創
設について

1日目は、佐賀県武
雄市の視察研修を行
いました。

武雄市では、公教育
に民間の塾である花ま
る学習会が一つになっ
て取り組む「官民一体
型学校 武雄花まる学
園」を開設されていま
す。

塾からは学校に職員
を常駐し、先生へノウ
ハウを助言し、子ども
たちに合った形で指導
をされておられます。

本年度からの取り組
みであり検証はまたと
のことですが、校区で
地域協議会を設置し、
申請方式により現在2
校で実施されています。

また、ICT教育に
も力を入れておられ、
タブレットの動画によ
り家庭で予習を行い、

複合的機能を備えた庁
舎の新設について

授業前に実態を把握し
て授業に臨む「スマイ
ル学習」、校庭や校外
で自然と触れ合いなが
らいろんな体験や発見
をし学び合う「青空教
室」など、「世界一行
きたい学校」を目指す
を行っておられました。

2日目は、佐賀県み
やき町の視察研修を行
いました。

みやき町は、本町に
大きな被害をもたらし
た昭和28年の南山城水
害と同じ年に発生した
西日本水害で大きな被
害を受けておられます。

平成23年に発生した
東日本大震災以降、防
災・減災の対策を進め
てこられました。近
年の異常気象や想定外

の災害に対応するため
災害発生時には対策本
部などの活動拠点とな
る「防災センター」の
建設を構想する中で、
老朽化し耐震不足が懸
念される庁舎の建て替
えも併せて検討されま
した。

今年6月までに施
設検討委員会を5回開

き、庁舎機能と防災セ
ンター機能を併せ持つ
「みやき町防災センタ
ー・行政棟」の整備計
画を進められ、現在造
成工事が完了しており
現地を見学させていた
だきました。

また、合併後の空き
部屋の活用や、みやき
町が進めておられる
「公民連携
を活用した
子育て支援
の町づくり
事例や今後
の計画」も
お聞きし、
大変有意義
な研修とな
りました。



私たち議
会といたし
ましても、
本町に合っ
た施策を模
索していかなければな
らないと思
いました。

井手町 歴史散歩

最近、毎年のように全国的に集中豪雨による大規模災害が発生しています。

地球温暖化現象による地球環境の変化は、従来の常識を大きく覆し、想定もしない災害がいつ起っても不思議ではありません。

南山城水害

南山城地域は1953年(昭和28年)8月14日から15日未明にかけて、集中豪雨に見舞われました。

井手町は大正池・二ノ谷池の決壊と玉川の堤防が決壊(4ヶ所)し、また渋川の決壊(2ヶ所)など壊滅的な被害を被りました。

また、当時多賀村でも南谷川の堤防が決壊し、記録に残るものだけでも両町村で死者107名、全壊・流失家屋178戸、被災者総数3,849人の大水害となりました。

その後、住民の必死の努力で見事に復興し、現在では、春になると玉川堤には約600本の桜並木や橘諸兄ゆかりの山吹の花が咲き乱れ、各地からたくさんの観光客が来町される魅力ある町になりました。

我々は、この美しいまちを後世まで引き継いでいかなければなりません。



大きく崩壊した玉川柏原地先の決壊口

井手町 水害の歴史

井手町は昔から大規模な水害に見舞われてきました。現在残っている資料によりますと、木津川に堤防が築かれる前には、大雨が降ると低地には水があふれ、京田辺市三山木から井手町域まで水没するような状況が続いていたと言われていました。

木津川堤が築堤されて以降も1590年(天正18年)から1953年(昭和28年)の南山城水害までになんと21回もの大水害が発生しています。

井手町の歴史は水害との戦いを抜きにしては語れません。

昔から「水を制する者は国を制す」と言われるぐらい防災対策は重要な施策であると言えます。

しかし、災害はいつ発生するか分かりません。緊急事態発生時の対応は行政任せ人任せにせず、全住民が力を合わせ被害を最小限に抑える努力が必要です。

緊急時には、自分は何処へ何を持って避難するのか誰に連絡をとるのかなど、平日頃からどう対応するのかを考えておく必要があります。

(井手町 ふるさと ガイドボランティアの会)



玉川上流からJR玉水駅まで流された大石

編集後記

「全山真つ赤に紅葉し」

季節の移り変わりを肌で感じる今日この頃、住民の皆様には、ご清栄・ご清祥のこととお喜び申し上げます。

ニュースを見ますと、多くの幼い子どもたちが五郎丸歩さんが行う「ルーティン」のしぐさを真似ている姿に驚いています。

我々大人もさまざまな場面の経験を積みながら、無心で望みたいものです。

9月議会の初日、傍聴席が埋まり議員一同感謝しております。有難うございました。

T・K

議会広報編集委員

委員長 岡田久雄
副委員長 西島寛道
委員 谷田利一
委員 村田忠文
委員 木村武壽